

# 鳥獣保護管理法施行規則の一部改正及び基本的な指針の改定について

中央環境審議会野生生物・鳥獣合同  
小委員会

日時：平成29年8月23日（水）

場所：環境省第一会議室

説明：環境省 鳥獣保護管理室

# パブリックコメント実施結果(鳥獣法)

## ○鳥獣法施行規則・基本指針

### 【希少鳥獣解除に関する意見】

- ・希少鳥獣解除賛成(1件)
- ・希少鳥獣解除反対(29件)
  - 理由:生息数の根拠が十分ではない(11件)
  - 種の保存法基本指針に不適合(2件)
  - 開発行為が進むため(8件)
  - 猛禽類保護の進め方の適用運用根拠がなくなるため(1件)
  - 鳥獣法基本指針に定める要件から希少鳥獣と認められるため(2件)
  - 都道府県希少鳥獣解除に対する懸念のため(1件)
  - 十分な合意形成が図られていない等(4件)

### 【その他施行規則改正案への修正提案意見】

- ・輸入規制鳥獣を種指定する(1件)

### 【基本指針変更案への修正提案意見】

- ・土地所有者等の義務規定を基本指針に追加(1件)
- ・都道府県によるオオタカ調査を追加(1件)

### 【その他の意見】

- ・環境アセスメント技術ガイド、里山保全法整備、再評価、密猟対策など(5件)

## 【現状】

- ・種の保存法、鳥獣法による捕獲等の規制。

## 【種の保存法国内希少野生動植物種指定解除後の対応】

- ・鳥獣法により、引き続き捕獲が規制される。
  - 「希少鳥獣」の指定解除により、許可権限は都道府県へ。(今回省令改正)
  - ※許可基準は環境省が基本指針において示し、鳥獣の管理目的の捕獲は原則不許可 (今回基本指針改定)
- ・生きている個体は、鳥獣法に基づく飼養登録の対象となる。(都道府県に登録。1年更新。足環装着。)
- ・鳥獣法では、愛がん飼養・販売目的での捕獲は許可されない。
- ・捕獲後の個体を飼養する場合の飼養者を地方公共団体等に限定するよう、捕獲許可の際に審査する捕獲個体の取り扱いに関し、環境省が基本指針において基準を示す。 (今回基本指針改定)

## 【現状】

- ・種の保存法による譲渡し等の規制。

## 【種の保存法国内希少野生動植物種指定解除後の対応】

- ・販売によるその保護に重大な支障を及ぼす鳥獣として、鳥獣法による「販売禁止鳥獣等」への追加 （今回省令改正）

※鳥獣（繁殖したものを含む。）又は卵について、

都道府県知事の許可を受けた場合を除き、販売を禁止。

※現状では、ヤマドリが対象となっている。

- ・販売許可目的を限定 （今回省令改正）

※学術研究、動物園等での展示等

- ・販売時に足環の装着を販売許可の条件に設定 （今回基本指針改定）

# 種の保存法国内希少野生動植物種指定解除に伴う鳥獣保護管理法の対応

## ③輸出入の規制

### 【現状】

- 種の保存法による輸出入の規制
- ワシントン条約付属書Ⅱ掲載種のため外為法による水際規制(年間100羽前後の別亜種が輸入)。



### 【種の保存法国内希少野生動植物種指定解除後の対応】

- ワシントン条約付属書Ⅱ掲載種であることは変わらないため、外為法による種オオタカ(日本産亜種を含む全亜種)の輸出入の規制は継続。
- 鳥獣法により、日本産亜種の「特定輸入鳥獣」への追加(輸入規制鳥獣に追加)し、輸入個体への標識装着の義務付け。(今回省令改正)  
※現在、オシドリ、ヒバリ、ウグイス、メジロ等21種を指定
- 違法取引の防止のため日本産亜種と外国産類似亜種を識別するマニュアルを活用(平成28年5月改訂)。



# 省令改正：希少鳥獣の指定解除

## 【希少鳥獣指定の要件】

- ・絶滅危惧種（絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類）の鳥獣
  - 環境省版レッドリストでNT（準絶滅危惧）となり該当せず
- ・絶滅危惧種を外れたものの、保護又は管理の手法が確立されておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣
  - 「猛禽類保護の進め方」に各種開発行為に対する保全措置等の考え方が取りまとめられており、保護のための手法が示されている。
  - また、今回改定の基本指針にて、管理目的の捕獲に関する許可の考え方を示す他、省令改正で販売禁止鳥獣の指定、特定輸入鳥獣の指定といった流通規制を行うことで一定の保護担保措置が図られている。

※絶滅危惧種から外れた鳥獣では、現在、ゼニガタアザラシが希少鳥獣として指定されている。

## オオタカは上記より、希少鳥獣に該当しない

なお、都道府県のレッドリストにおいて絶滅危惧種とされる場合、都道府県は鳥獣保護管理事業計画において、都道府県希少鳥獣を示すことができる。

# 省令改正:希少鳥獣の指定解除

## 【一般鳥獣の保護管理の考え方】

全国的な観点から希少鳥獣には指定されていない一般鳥獣

- ・地域的に絶滅のおそれがある個体群
- ・各都道府県のレッドリストに掲載されている種

→捕獲許可の基準の設定や鳥獣保護区の指定の際に、きめ細かい配慮を行う必要がある。必要に応じて特定計画に基づく保護又は管理を図る。

# 省令改正：特定輸入鳥獣の指定

## 【特定輸入鳥獣】

- ・輸入規制鳥獣のうち、輸入後速やかに、環境大臣から足環の交付を受け、装着しなければならない鳥獣  
→合法的に輸入され取得したことを証明することで、国内での違法捕獲個体との識別を可能とする。
- ・日本産亜種を対象として指定。  
→国内での違法捕獲を助長させないよう日本産亜種の流通を規制する。  
海外産類似亜種については、外部形態から識別する。（識別マニュアルを活用する。）

## 輸出規制を加えない理由

ワシントン条約付属書Ⅱの種であり、個体、はく製、加工品、部位の輸出入には種出国政府が発行する輸出許可書等が必要で、すでに規制がかかっている。

なお、個体の部位については、鳥獣保護管理法の規制対象外。



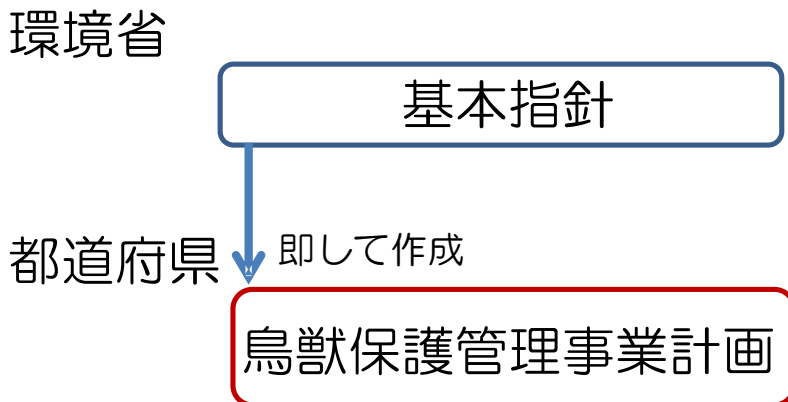
# 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の一部改正(基本指針の一部改正)

## 【基本指針】

・鳥獣保護管理法第3条に基づき、環境大臣が策定し、鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項や、都道府県が作成する鳥獣保護管理事業計画に関する事項を定める。

## 【鳥獣保護管理事業計画】

・鳥獣保護管理法第4条に基づき、都道府県知事が基本指針に即して策定し、捕獲許可に関する許可基準等を定める。



※各都道府県において、オオタカの適切な保護管理を進めるために、都道府県が鳥獣保護管理事業計画を改定し、捕獲許可等の許可基準を定められるよう、環境省は基本指針にオオタカの取り扱いを示す。

## 【オオタカの保護管理に関する共通的な取り扱い方針】

- ・都道府県等に共通するオオタカに関する取り扱いを基本指針に示す。

※オオタカに対する高い市場価値が認められることから、国内産亜種オオタカの違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずる。

### 2 鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方

#### (2) 保護について特に配慮が必要な鳥獣（赤字を追記）

半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息数が少ない又は減少しているものについては、都道府県による第一種特定鳥獣保護計画の策定及び実施によりきめ細やかな保護に努める。

オオタカについては、これまで種の保存法による捕獲等の規制に加え、飼養・流通についても学術研究等に限定する等の制限により保護を図ってきた。個体数の回復に伴い、オオタカを種の保存法の国内希少野生動植物種から解除することとなったが、海外産のオオタカの流通動向等から高い市場価値が認められる種であると考えられるため、オオタカの違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずることにより、継続的な保護及び管理に努める。

## 【都道府県がオオタカの捕獲許可基準を定めるための考え方】

- ・鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項にオオタカの捕獲許可の取り扱いを特記

※種の保存法の国内希少野生動植物から指定解除されるオオタカについて、鳥獣の管理目的での捕獲を原則認めない。

※捕獲個体を飼養する場合には、公的機関による飼養を前提とする場合に限り認める。

## 【管理目的の捕獲】

- ・「被害防止目的の捕獲」、「数の調整目的の捕獲」

※「数の調整目的の捕獲」は、生息数が著しく増加し、その生息地の範囲が拡大している鳥獣に対して、都道府県知事による第二種特定鳥獣管理計画が策定されている場合に限る。

※「被害防止目的の捕獲」は、「基本指針」に即して都道府県知事が策定する「鳥獣保護管理事業計画」に捕獲許可基準が示される。

## 【オオタカの捕獲許可の取り扱い】

### (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 **(赤字を追記)**

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

**種の保存法の国内希少野生動植物から指定解除されるオオタカについて、鳥獣の管理目的での捕獲を原則認めない。**

**ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認める。**

**捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。**

※公的機関は、公営博物館、動物園等を想定

## 【都道府県がオオタカの販売許可の条件を定める際の考え方】

- ・オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件を追加。

### (2) 許可の条件 **(赤字を追加)**

ヤマドリの販売許可書を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

**オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。**

※流通するオオタカについて入手経路を追跡するための措置  
運用通知にて、台帳整備・管理等を示す予定。

### 【参考:オオタカの販売許可が認められる販売目的】

- ・学術研究目的(法第24条)
- ・養殖目的(法第24条)
- ・博物館、動物園その他これに類する施設における展示(施行規則第23条)
- ・販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的(施行規則第23条)